

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年7月

担当部局名：医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室

施策名	化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること (Ⅱ-4-1)	政策体系上の位置付け 基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策目標4 国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止すること
施策の概要	<p>人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは成育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため、新規の化学物質の製造又は輸入に際し事前に審査する制度を設けるとともに、既存化学物質については、国が中心となって必要な試験等を実施し、これら化学物質の有する性状等に応じ、製造、輸入等に関し必要な規制を行う。</p> <p>また、家庭用品に使用される化学物質については、含有量等について規制を設け、健康被害の防止を図る。</p> <p>その他、急性毒性作用がある物質については毒物又は劇物に指定し、その製造、輸入又は販売について登録を義務づける等の規制を行い、適正な管理を推進する。</p>	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 化学物質は、幅広い産業において基幹の基礎素材として使用され、国民生活においても不可欠であるが、適正な取扱いを行わなければ、人への健康被害や環境への悪影響が発生する恐れがある。化学物質の安全性に関する情報は、当該化学物質やそれを含有する製品を適切に使用・管理するために必要となる基本的情報であり、化学物質を取り扱う事業者のみならず、最終使用者である一般消費者にとっても必要不可欠な公共的要素の強い情報である。 そのため、製造、輸入、販売等に関し必要な規制を行うとともに、国民や事業者が情報を共有できるデータベースを整備することにより情報を公開し、また、化学物質などの調査、安全性点検及びマニュアルの作成等の各種施策を実施することで、化学物質の安全性を確保することが必要である。</p> <p>(有効性) 毒物及び劇物の指定のための調査については、平成19年度において2件行っている。また、平成18年度において実施した当該調査の結果を用いて新たに劇物を指定したことから、施策の有効性が認められる。 化学物質やそれを含有する製品を取り扱う事業者における適正使用・管理のため、化審法制定時に製造・輸入していた既存化学物質の安全性点検を行っており、また、世界的に高生産の化学物質については、日本において平成17年から平成22年の間に96物質を点検するという目標に向け、平成19年度の数値は現在集計中であるが、平成17年度及び平成18年度で40物質の安全性点検を行ったところであり、着実に進展している。 家庭用品等身の回りの化学物質については、有害物質が原因であると考えられる健康被害に係る情報の収集を継続して行うとともに、家庭用品に含有される化学物質の理化学試験、毒性試験等、毎年度必要と考えられる安全性等評価を実施している。これらの結果を踏まえ、随時、基準を策定すべきものの有無を検討し、必要と認められる基準を策定することとしている。 既に策定した防水スプレー安全確保マニュアル作成の手引きについては、改訂の必要性について現在検討しており、今年度を目途とした作成を目指して、本年3月から業界団体等と検討を進めている。</p> <p>(効率性) 毒物及び劇物の指定のための調査については、危険物の安全輸送を確保するために国際統一要件として国連が定めている国連危険物輸送勧告において毒物類若しくは腐食性物質に指定された特に毒性を有する可能性が高いと見込まれる化学物質、又はその毒性が社会的に問題視された化学物質の中から優先的に調査を行うことで調査の効率化を図っている。 既存化学物質の安全性点検については、生産量や用途、化学構造と毒性の関係等を考慮の上、優先順位をつけて実施してきている。世界的に高生産量の化学物質の安全性点検については、各国で協力して重複を排除しながら行っており、効率化を図っている。 また、全国の自治体で連携することにより、家庭用品規制法において規定される有害物質を基準以上に含有する製品の流通を効率的に防止し、家庭用品に含有される化学物質による健康被害の拡大に迅速に対応できるよう努めている。</p> <p>(総合的な評価) 化学物質の毒性に基づく毒物及び劇物の指定、高生産既存化学物質国際安全性点検、家庭用品に含有される化学物質による健康被害の拡大を未然に防止するための多面的な取組を、それぞれ着実に、かつ効率化を図りながら行っており、化学物質の適正な評価・管理を総合的に推進し、化学物質の安全対策推進に大きく貢献していると評価できる。</p>	

(評価結果の分類)

i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○） ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○） (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○） ----- (理由) 化学物質等の適正な評価・管理を推進するとともに、広く国民や事業者に情報提供を行うなど、引き続き安全性を確保するため。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物の指定のための調査件数(単位:件) (-)	3 【-】	3 【-】	2 【-】	3 【-】	2 【-】
2	高生産既存化学物質国際安全性点検件数(単位:件) (化学物質(96物質)の安全性点検の実施/2010年)	16 【-】	20 【-】	17 【-】	23 【-】	集計中
3	策定件数(単位:件) 家庭用品の安全確保マニュアルの (概ね2年に一つの割合)	【-】 0	【-】 0	【-】 1	【-】 0	【-】 0
(調査名・資料出所、備考) ・指標1、2及び3は、医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室調べによるが、指標2の平成19年度の数値は現在集計中であり、平成20年9月に取りまとめ予定である。 【参考】化学物質安全対策室のホームページ ・家庭用品の安全確保マニュアル http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/manual.html ※「高生産既存化学物質国際安全性点検」については、個別目標2の主な事務事業欄参照。						

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	-----	-----	-----
	-----	-----	-----